夢はぐくむ元気タウンはさま
都市計画中江４丁目地区計画概要

—— 住みつづけたい魅力あふれる
元気な拠点都市づくりを目指して ——

●地区計画の目標

本町及び広域登米圏の新たな拠点地区にふさわしい、活気あふれる商業地の形成を誘導し、もって、中江地区全体の活性化を図ることを目標とする。

●土地利用の方針

本町及び広域登米圏の住民・従業者等の多様なニーズに対応可能な商業地の形成を図るため、飲食店及び店舗等を主体にした利用を図る。

●建築物等の整備の方針

地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき「建築物の用途の制限」を定め、飲食店及び店舗等の集積を誘導することにより、商業地としての商業機能の増進を図る。

活気あふれる
商業地の形成

中江地区全体の
活性化

広域的な商業業務拠点の
形成を推進するため

●名　称　中江４丁目地区計画

●位　置　迫町佐沼字中江４丁目８～10番地、14～15番地

●面　積　約3.3ha

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	飲食・物販系商業地区
		地区の面積	約3.3ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	ー次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ー 1．住宅及び共同住宅、寄宿舎または下宿（兼用住宅を含む。ただし、１階部分を事務所、店舗その他これらに類する用途に供するものは除く） 2．倉庫業を営む倉庫 3．危険物の貯蔵または処理に供する建築物 4．畜舎 5．工場（建築基準法施行令第130条の５の２第３号及び第４号に掲げるものは除く） 6．自動車修理工場